

大

郷

町

# 子育て世代の 住宅取得支援補助金



分譲地を取得し、新築住宅を建築する方  
又は建売住宅を購入する方を対象として

最大 **60万円** を支援!!

高崎団地分譲地  
(大郷町が鶉崎地区に造成  
した20区画の分譲地)  
30万円

+

町内建築業者  
(加算補助金)  
30万円

60万円

民間分譲地  
(宅地分譲を目的として町内に  
1か所5区画以上の区画整理を  
完了し、町長の指定を受けた分  
譲地)  
20万円

+

町内建築業者  
(加算補助金)  
30万円

50万円

## 住宅取得支援事業とは？

町が造成した高崎団地分譲地又は民間事業者が造成する民間分譲地を取得し、2年以内に住宅の建築をする方。又は建売住宅を購入する方に対して予算の範囲内において補助金を交付するものです。民間分譲地は、1か所5区画以上の区画整理完了地で、事前に町長の指定を受ける必要があります。事前に指定を受けていない分譲地は対象となりません。また、加算補助金の交付を受けるには町長の指定を受けた町内事業者と契約する必要があります。

## 書類提出先・お問い合わせ

大郷町

検索

大郷町役場まちづくり政策課 定住促進係  
宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8

☎ 022-359-5537

FAX 022-359-3287

✉ machidukuri@town.miyagi-osato.lg.jp

## 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす方となります。

- 1 新築住宅 (1)平成29年4月1日以降に分譲地を取得し住宅を建築する方で、分譲地取得後2年以内に住宅の建築を完了すること。  
(2)自己の居住地であり、当該住宅に同居する18歳未満の扶養親族がいること。  
(3)申請日の属する年度の前年度までにおいて納付すべき町税等の滞納がないこと。  
(新規転入者は、前住所地において住民税等の滞納がないこと。)
- 2 建売住宅 (1)平成29年4月1日以降に分譲地内にある建売住宅を購入する方で、購入後3カ月以内に住宅の引き渡し完了すること。  
(2)自己の居住地であり、当該住宅に同居する18歳未満の扶養親族がいること。  
(3)申請日の属する年度の前年度までにおいて納付すべき町税等の滞納がないこと。  
(新規転入者は前住所地において住民税等の滞納がないこと。)

## 補助金

- 1 基本補助金 高崎団地分譲地 30万円  
民間分譲地 20万円
- 2 加算補助金 事前に町長の指定を受けた町内建築事業者により建築された新築住宅又は建売住宅を取得した場合は、基本補助金に30万円加算します。

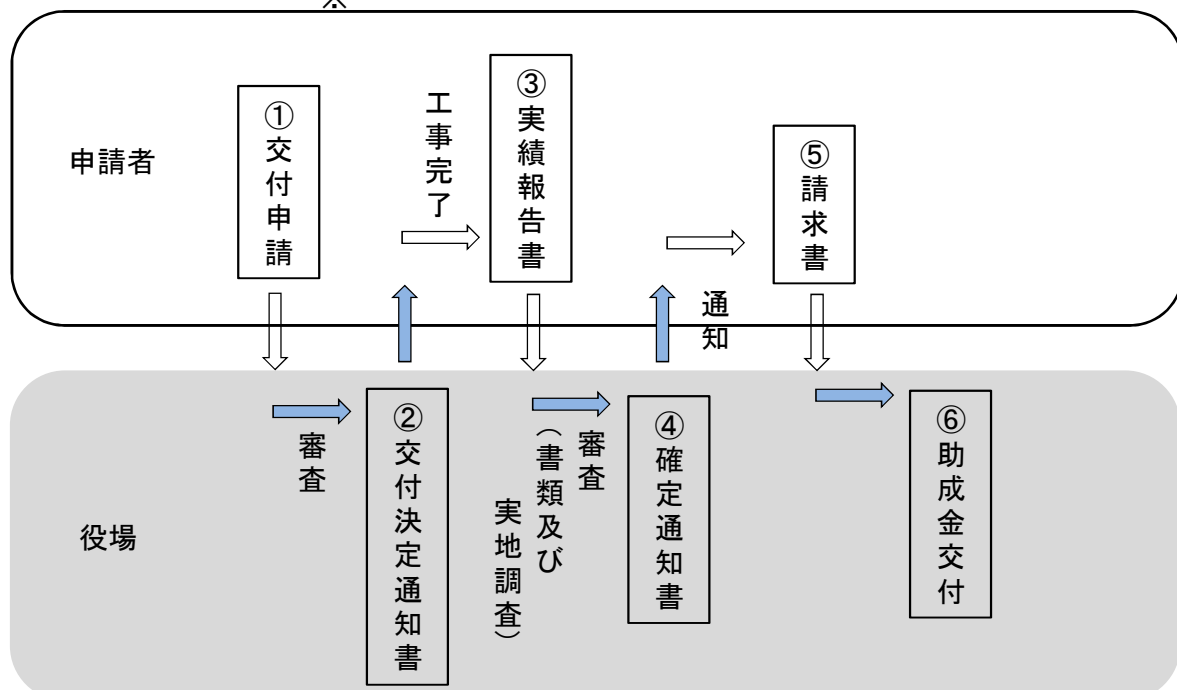
## 申請手続き

- 1 申請時期 新築住宅 工事着手前又は住宅建設契約締結後速やかに申請して下さい。  
建売住宅 住宅売買契約締結後速やかに申請して下さい。
- 2 添付書類 (1)住民票の写し又は外国人登録原票明記載事項証明書  
(2)納税証明書又は非課税証明書(新規転入者のみ)  
(3)工事請負契約書又は売買契約書等の写し  
(4)民間分譲地が町長から指定を受けたことを証明する書類(様式7号の写し)  
※民間分譲地申請時のみ  
(5)施工建築業者が町長から町内建築業者の指定を受けたものであることを証明する書類(様式第11号の写し)※町内建築業者建築加算申請時のみ  
(6)大郷町住宅取得支援事業補助金の交付に係る世帯員の個人情報に関する同意書(様式13号)  
(7)誓約書(様式第14号)

## ～申請の流れ～

### ①高崎団地分譲地及び民間分譲地

※



### ※民間分譲地

民間分譲地は大郷町住宅取得支援事業補助金に係る民間分譲地指定申請書により申請前に町長の指定を受ける必要があります。